

令和7年度

T O K Y O
23区

特別区（東京23区）職員 経験者 採用試験・選考案内【秋試験】

令和7年6月26日
特別区人事委員会

◆この採用試験・選考は、民間企業等での有用な職務経験を有する方を、即戦力として特別区政にいかすことを目的に、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）が採用する職員の採用候補者及び合格者を決定するために実施するものです。

- ◆今年度の「Ⅰ類採用試験」に申し込んだ人は、試験区分や受験の有無にかかわらず、今回実施する「経験者採用試験・選考」に申し込むことはできません。（併願不可）
- ◆「経験者採用試験・選考【春試験】」に申し込んだ人でも、「経験者採用試験・選考【秋試験】」に申し込むことができます。ただし、【春試験】で最終合格した場合は、試験・選考区分にかかわらず【秋試験】を受験することはできません。
- ◆前年度以前のⅠ類採用試験【春試験・秋試験】の採用候補者名簿に登載されている人は申し込むことはできません。受験を希望する場合は、受験の申込みをする前までに名簿削除の申出をする必要があります。名簿削除を希望する場合は、「名簿削除申出書」を特別区人事委員会事務局任用課に提出してください。

1 主な日程（全採用区分、試験・選考区分共通）

申込受付期間	6月26日（木）午前10時 ～ 7月17日（木）午後5時（受信有効） 注意事項 ・申込みはインターネットで行ってください。また、申込締切直前はアクセスが集中することが予想されるため、時間に余裕をもって申し込んでください。 ・<u>申込時に顔写真データが必要です。事前にご準備ください。</u> ・<u>事務（ICT）の加点申請、技術系職種の職務経験論文試験免除の申請には資格等の画像データが必要です。事前にご準備ください。</u> ・第2次試験・選考で参考資料として使用する「職務経歴書」も申込時に入力をしていただきます。 ・使用可能機器等の注意事項は、申込画面の案内をご確認ください。												
第1次試験・選考	◆試験・選考日 9月7日（日） <table> <tr> <td>○事務（一般事務）</td><td>午前9時30分集合 ～ 午後4時45分終了予定</td></tr> <tr> <td>○事務（ICT）</td><td>午後0時15分集合 ～ 午後4時終了予定</td></tr> <tr> <td>○土木造園（土木）・建築・機械・電気</td><td>午前9時30分集合 ～ 午後2時50分終了予定</td></tr> <tr> <td>職務経験論文試験免除者以外</td><td>集合時間は「受験票」に記載</td></tr> <tr> <td>職務経験論文試験免除者</td><td></td></tr> <tr> <td>○福祉・児童福祉・児童指導・児童心理</td><td>午前9時30分集合 ～ 午後0時5分終了予定</td></tr> </table> ◆合格発表日 10月24日（金）午前10時	○事務（一般事務）	午前9時30分集合 ～ 午後4時45分終了予定	○事務（ICT）	午後0時15分集合 ～ 午後4時終了予定	○土木造園（土木）・建築・機械・電気	午前9時30分集合 ～ 午後2時50分終了予定	職務経験論文試験免除者以外	集合時間は「受験票」に記載	職務経験論文試験免除者		○福祉・児童福祉・児童指導・児童心理	午前9時30分集合 ～ 午後0時5分終了予定
○事務（一般事務）	午前9時30分集合 ～ 午後4時45分終了予定												
○事務（ICT）	午後0時15分集合 ～ 午後4時終了予定												
○土木造園（土木）・建築・機械・電気	午前9時30分集合 ～ 午後2時50分終了予定												
職務経験論文試験免除者以外	集合時間は「受験票」に記載												
職務経験論文試験免除者													
○福祉・児童福祉・児童指導・児童心理	午前9時30分集合 ～ 午後0時5分終了予定												
第2次試験・選考	◆試験・選考日 11月1日（土）～ 3日（月）、8日（土）、9日（日）のうち指定する1日												
最終合格発表	◆合格発表日 11月21日（金）午前10時												

2 採用区分、試験・選考区分及び採用予定数

採用区分 試験・選考区分	1級職	2級職（主任）	3級職（係長級）
	係員の業務を行う職	係長職への昇任を前提とした 係長職を補佐する職	係長、担当係長、主査又は これに相当する職
事務（一般事務）	255名程度	137名程度	3名程度
事務（ICT）	22名程度	17名程度	

採用区分 試験・選考区分	1 級職	2 級職（主任）	3 級職（係長級）
	係員の業務を行う職	係長職への昇任を前提とした 係長職を補佐する職	係長、担当係長、主査又は これに相当する職
土木造園（土木）	47 名程度	28 名程度	
建 築	50 名程度	34 名程度	
機 械	29 名程度		
電 気	31 名程度		
福 祉	33 名程度	22 名程度	

児童相談所等での経験を求める採用試験・選考			
採用区分 試験・選考区分	1 級職	2 級職（主任）	3 級職（係長級）
	係員の業務を行う職	係長職への昇任を前提とした 係長職を補佐する職	係長、担当係長、主査又は これに相当する職
児童福祉	18 名程度	20 名程度	8 名程度
児童指導	23 名程度	22 名程度	3 名程度
児童心理	14 名程度	14 名程度	6 名程度

※すべての採用区分、試験・選考区分において、重複して申し込むことはできません。

＜児童相談所等での経験を求める採用試験・選考とは＞

○児童相談所（一時保護所を含む。）の円滑な開設・運営に向けた体制の強化を図るため、児童相談所等での有用かつ専門的な職務経験を有する人材を確保することを目的として実施します。

3 受験資格

以下の(1)～(6)の要件をすべて満たす人が受験できます。ただし、すべてを満たす人でも、地方公務員法で競争試験・選考を受けることができないとされる人（13 ページ参照）は受験できません。

- (1) 昭和 39 年 4 月 2 日以降に生まれた人
- (2) 活字印刷文による出題に対応できる人
ただし、「事務（一般事務）」の試験・選考区分においては、点字による出題に対応できる人も受験できます。
- (3) 日本国籍を有する人
ただし、「福祉」「児童福祉」「児童指導」「児童心理」の試験・選考区分については、日本国籍を有しない人も受験できます。受験できる日本国籍を有しない人の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第二（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。
- (4) 現に特別区等の職員でない人
ただし、現に特別区等の職員で、教育公務員（各特別区の「職員の職名に関する規則」に定める保育教諭の職務に従事する人を除く。）、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は任期付職員（「地方公務員法」、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」又は「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されているものをいう。）は受験できます。
- (5) 必要な資格等を有する人（「福祉」「児童福祉」「児童指導」「児童心理」の試験・選考区分）
3～6 ページ「4 採用予定及び必要な業務従事歴等」のうち、「資格・免許・経歴」の欄に定めるとおり。
- (6) 民間企業等において下記ア～エに定める対象業務等に従事した年数が次の年数以上ある人

【1 級職】	直近 10 年の期間（平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）において 4 年
【2 級職（主任）】	直近 14 年の期間（平成 24 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）において 8 年
【3 級職（係長級）】	直近 18 年の期間（平成 20 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）において 12 年

ア 対象となる業務内容

「事務（一般事務）」は、業務内容を問いません。「事務（一般事務）」以外の試験・選考区分については、それぞれの『試験・選考区分に関連した業務』の業務従事歴が対象です。

詳細は 3～6 ページの「4 採用予定及び必要な業務従事歴等」のうち、各試験・選考区分の「必要な業務従事歴」欄を確認してください。

なお、「福祉」「児童福祉」「児童指導」「児童心理」の試験・選考区分については、(5)に記載する資格要件を満たしたうえで、「必要な業務従事歴」の欄に記載する業務従事歴が必要です。

イ 対象となる週あたりの従事時間

会社員等として、アに掲げる業務に従事した時間が、1事業所で週あたり20時間以上であるもの

ウ 対象となる期間

満22歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の期間

エ 従事年数の通算

複数の事業所それぞれでア～ウを満たす業務従事歴がある場合、1事業所における従事年数が1年以上のものは通算ができます。ただし、従事時期が重複している場合は、重複期間は1事業所のみ通算できません。

※業務従事歴の有無、計算方法については、「●よくある質問」(14～15ページ)を参照してください。

4 採用予定及び必要な業務従事歴等

表の説明

採用予定は、令和7年6月1日現在のもので、変更することがあります。

- ・若干名…令和8年度の採用予定数が、1～4名程度であることを示します。
- ・○ 印…令和8年度に採用を予定していることを示します。
- ・無 印…令和8年度に採用を予定していないことを示します（今後採用の必要が生じた場合は採用を行うこともあります。）。
- ・ **人厚組合** 特別区人事・厚生事務組合／ **競馬組合** 特別区競馬組合／ **清掃組合** 東京二十三区清掃一部事務組合

事務（一般事務）

1 級職 採用予定数 255 名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
	18	10	15	8	7		7	9	10	5	15	20	12
	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
2 級職（主任） 採用予定数 137 名程度	10	7	6	7	8	6	15	6	46	5	若干名		若干名
	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
	5	若干名	若干名	5	7	6	若干名	若干名	5	若干名	若干名	20	6
	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	5	5	9	若干名	若干名	若干名	20		16	5			

事務（ICT）

必要な業務従事歴	システム構築等の企画・要件定義・設計・開発・運用（プロジェクトの進捗管理を含む。）、DX・ICT 活用 の企画・立案、コンサルティング等に関連した業務												
1 級職 採用予定数 22 名程度	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
	○	○	○		○			○	○	○	○	○	
	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
2 級職（主任） 採用予定数 17 名程度	○	○		○	○	○	○	○	○				
	千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
			○	○		○			○	○	○	○	○
3 級職（係長級） 採用予定数 3 名程度	中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○	○			○	○						
				○						○			
資格保有による 加算措置	IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が実施する情報処理技術者試験合格者には一定点を加算します。 ※詳細は10ページの「7受験手続（2）」を参照してください。 ※受験資格ではありません。												

土木造園（土木）

必要な業務従事歴	道路・橋梁・公園等インフラ施設の設計・施工監理業務、都市計画等の企画・調査・調整等に関連した業務												
1 級職 採用予定数 47 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
	○	○	○		○		○	○	○		○	○	○
2 級職（主任） 採用予定数 28 名程度	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
資格保有による試験一部免除	該当資格保有者に対し、第 1 次試験・選考の職務経験論文試験を免除します。 ※詳細は 11 ページの「7 受験手続（3）」を参照してください。 ※受験資格ではありません。												

建 築

必要な業務従事歴	建築審査・構造審査、施設の改修改築設計・施工監理業務、施設営繕業務、施設管理分野、まちづくり等に関連した業務												
1 級職 採用予定数 50 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
	○	○	○		○		○	○	○		○	○	
2 級職（主任） 採用予定数 34 名程度	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○
資格保有による試験一部免除	該当資格保有者に対し、第 1 次試験・選考の職務経験論文試験を免除します。 ※詳細は 11 ページの「7 受験手続（3）」を参照してください。 ※受験資格ではありません。												

機 械

必要な業務従事歴	機械設備の計画・設計・施工・監督・維持管理業務等に関連した業務												
1 級職 採用予定数 29 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
		○							○		○	○	
資格保有による試験一部免除	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○			○	○	○				△	△	○
資格保有による試験一部免除	該当資格保有者に対し、第 1 次試験・選考の職務経験論文試験を免除します。 ※詳細は 11 ページの「7 受験手続（3）」を参照してください。 ※受験資格ではありません。												

電 気

必要な業務従事歴	電気設備の計画・設計・施工・監督・維持管理業務等に関連した業務												
1 級職 採用予定数 31 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
	○	○				○		○	○		○	○	
資格保有による試験一部免除	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○					○	○				△	△	○
資格保有による試験一部免除	該当資格保有者に対し、第 1 次試験・選考の職務経験論文試験を免除します。 ※詳細は 11 ページの「7 受験手続（3）」を参照してください。 ※受験資格ではありません。												

福 祉

資格・免許・経歴	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する人、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人（取得・登録後の期間が業務従事歴の対象）												
必要な業務従事歴	社会福祉施設等での相談援助業務 「社会福祉施設等」の例・・・児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関、児童相談所、一時保護所 等 「相談援助業務」とは・・・ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員、児童福祉司等の、児童・高齢者・障害者等に対する相談対応・指導に従事する業務 ※保育所で保育士として従事した期間は、業務従事歴に含みません。												
1 級職 採用予定数 33 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
		○	○					○	○		○	○	○
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
2 級職（主任） 採用予定数 22 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
						○			○		○	○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△

※保育所で保育士としての勤務を希望する人は、各区で実施する「福祉（Ⅱ類）」採用選考を受験してください。

児童福祉

資格・免許・経歴	社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する人、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人（取得・登録後の期間が業務従事歴の対象）												
必要な業務従事歴（両方必須）	児童相談所等における業務従事歴	2 ページ「3 受験資格」の(6)民間企業等における業務従事歴のうち、児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務の経験が下記の年数以上 【1 級職】 2 年 【2 級職（主任）】 3 年 【3 級職（係長級）】 5 年											
	社会福祉施設等における業務従事歴	社会福祉施設等での相談援助業務 「社会福祉施設等」の例・・・児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関、児童相談所、一時保護所 等 「相談援助業務」とは・・・ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員、児童福祉司等の、児童・高齢者・障害者等に対する相談対応・指導に従事する業務 ※保育所で保育士として従事した期間は、業務従事歴に含みません。											
1 級職 採用予定数 18 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
									○				
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
2 級職（主任） 採用予定数 20 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
					○	○			○			○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
3 級職（係長級） 採用予定数 8 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
			○		○				○			○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○			○	○					△	△	△

児童指導

資格・免許・経歴		社会福祉士若しくは児童指導員の資格を有する人、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人（取得・登録後の期間が業務従事歴の対象）											
必要な業務従事歴 （両方必須）	児童相談所等における業務従事歴	2 ページ「3 受験資格」の(6)民間企業等における業務従事歴のうち、児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における 直接処遇業務の経験 が下記の年数以上 【1 級職】 2 年 【2 級職（主任）】 3 年 【3 級職（係長級）】 5 年											
	社会福祉施設等における業務従事歴	社会福祉施設等での 相談援助業務 又は 直接処遇業務 「社会福祉施設等」の例・・・児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、精神保健福祉施設、医療機関、児童相談所、一時保護所 等 「相談援助業務」とは・・・ケアマネージャー、ソーシャルワーカー、生活相談員、支援相談員、児童福祉司等の、児童・高齢者・障害者等に対する相談対応・指導に従事する業務 「直接処遇業務」とは・・・保育士、児童指導員、児童自立支援専門員、介護福祉士等の、保育・指導・介護・看護等に従事する業務 <u>※保育所で保育士として従事した期間も、業務従事歴に含みます。</u>											
1 級職 採用予定数 23 名程度	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
			○						○			○	
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
2 級職（主任） 採用予定数 22 名程度	○	○		○		○			○	○			
	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
			○		○				○			○	
3 級職（係長級） 採用予定数 3 名程度	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
	○	○		○		○			○	○			
	千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
									○				
	中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
						○							

児童心理

資格・免許・経歴		学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）の心理学科を卒業した人又はこれに相当する人（卒業後の期間が業務従事歴の対象） なお、「これに相当する人」とは、大学において心理学科に類する学科・専攻・コース等を卒業した人又は大学院において心理学を専攻する課程若しくはこれに類する課程を修了した人を指します。												
必要な業務従事歴 （両方必須）	児童相談所等における業務従事歴	2 ページ「3 受験資格」の(6)民間企業等における業務従事歴のうち、児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務の経験が下記の年数以上 【1 級職】 2 年 【2 級職（主任）】 3 年 【3 級職（係長級）】 5 年												
	心理に関連する業務従事歴	心理に関連する業務 「心理に関連する業務」とは・・・児童心理司、臨床心理士、公認心理師、スクールカウンセラー等の、心理に関する相談対応・指導等に従事する業務												
1 級職 採用予定数 14 名程度		千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
									○	○	○		○	
		中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
		○		○	○	○	○				○			
2 級職（主任） 採用予定数 14 名程度		千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
						○	○			○			○	
		中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
		○	○	○	○		○				○			
3 級職（係長級） 採用予定数 6 名程度		千代田区	中央区	港 区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区
												○	○	
		中野区	杉並区	豊島区	北 区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	人厚組合	競馬組合	清掃組合
		○	○			○	○							

5 試験・選考の内容及び合格発表

第 1 次 試 験 ・ 選 考				
日 時	9 月 7 日（日）			
	「事務（一般事務）」 「事務（I C T）」 「土木造園（土木）」 「建築」 「機械」 「電気」 職務経験論文試験免除者以外 職務経験論文試験免除者 「福祉」「児童福祉」「児童指導」「児童心理」	午前 9 時 30 分集合 ～ 午後 4 時 45 分終了予定 午後 0 時 15 分集合 ～ 午後 4 時終了予定 午前 9 時 30 分集合 ～ 午後 2 時 50 分終了予定 集合時間は「受験票」に記載 午前 9 時 30 分集合 ～ 午後 0 時 5 分終了予定		
会 場	原則として都内			
	◆8 月 14 日（木）午前 10 時以降に交付する受験票で試験・選考会場を通知します。 ◆指定された試験・選考会場の変更はできません。 ◆試験・選考会場及び会場の最寄り駅等で、有料で合否の連絡を請け負う業者が勧誘を行っていることがありますが、当人事委員会とは一切関係ありません（試験・選考当日に当人事委員会が現金等を請求することはありません。）。			
方 法	試験・選考区分	内 容		
	事 務 （一般事務）	教 養 試 験 （1 時間 45 分）	【1 級職】 一般教養についての五肢択一式（45 題中 35 題解答） ①知能分野（24 題必須解答） 文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間把握 ②知識分野（6 題必須解答） 社会事情 ③知識分野（15 題中 5 題選択解答） 人文科学、社会科学及び自然科学 【2 級職（主任）】 一般教養についての五肢択一式（44 題中 35 題解答） ①知能分野（26 題必須解答） 文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間把握 ②知識分野（6 題必須解答） 社会事情 ③知識分野（12 題中 3 題選択解答） 人文科学、社会科学及び自然科学	
		職務経験論文 （1 時間 30 分）	課題式（1 題必須解答） 字数は 1,200 字以上 1,500 字程度	
		課 題 式 論 文 （1 時間 30 分）	課題式（2 題中 1 題選択解答） 字数は 1,200 字以上 1,500 字程度	
	事 務 （I C T）	教 養 試 験 （1 時間）	一般教養についての五肢択一式（20 題必須解答） ①知能分野（14 題必須解答） 文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間把握 ②知識分野（6 題必須解答） 社会事情	
		I C T 論 文 （1 時間 30 分）	課題式（1 題必須解答） 字数は 1,200 字以上 1,500 字程度	
	土 木 造 園（土木） 建 築 機 械 電 気	職務経験論文 （1 時間 30 分）	課題式（1 題必須解答） 字数は 1,200 字以上 1,500 字程度 ※該当資格を保有している人は、申込時の申請により、該当資格を有していることが確認できた場合、職務経験論文を免除します。 申請方法及び該当資格については、11 ページ「7 受験手続（3）」をご覧ください。	
		課 題 式 論 文 （1 時間 30 分）	課題式（2 題中 1 題選択解答） 字数は 1,200 字以上 1,500 字程度	

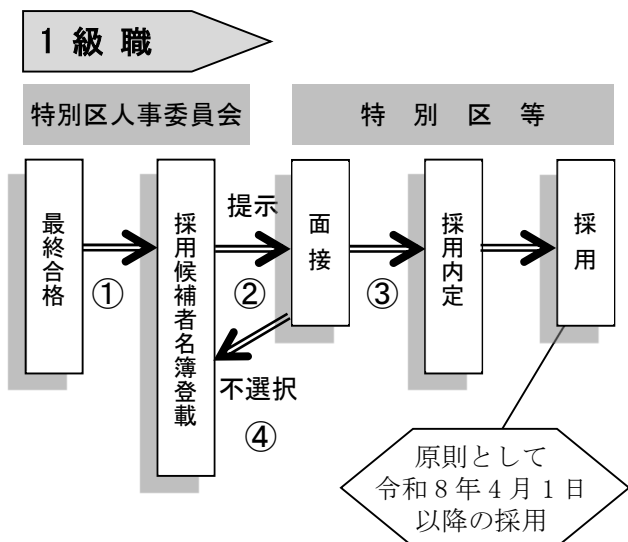
	福 祉	福 祉 論 文 (1 時間 30 分)	課題式 (1 題必須解答) 字数は 1, 200 字以上 1, 500 字程度
	児童福祉 児童指導 児童心理	職務経験論文 (1 時間 30 分)	課題式 (1 題必須解答) 字数は 1, 200 字以上 1, 500 字程度
方 法	◆教養試験を実施する試験・選考区分においては、教養試験の成績が一定点に達しない場合、論文は採点の対象となりません。 ◆第 1 次試験・選考の合格者は、論文の総合成績により決定します。 ◆試験・選考問題は、持ち帰ってください。 ◆試験・選考問題及び五肢択一式問題の正答は、第 1 次試験・選考終了後に公表します。予定日時は次のとおりです。 ①ホームページ 9 月 16 日 (火) 午前 10 時以降 ②各区役所及び特別区自治情報・交流センター (東京区政会館 4 階) 9 月 17 日 (水) 以降 ◆過去の試験・選考問題及び五肢択一式問題の正答は、各区役所及び特別区自治情報・交流センター (東京区政会館 4 階) で閲覧できます。 また、過去の試験・選考問題はホームページにも掲載しています (ただし、著作権等により掲載していない問題もあります。)		
合 格 発 表	10 月 24 日 (金) 午前 10 時		
	◆合格発表方法 (窓口等への掲示は行いません。) ・ホームページ (合格者の受験番号を掲載) ・ <u>上記日時に通知メールを順次送信します。</u> 受信後に、メールに記載されている URL から必ず期間内に結果通知をダウンロード・保存してください (第 1 次試験・選考の受験者全員に、可否の結果を通知)。 上記日時にメールが届かない場合は、同日の午後 2 時以降にホームページからダウンロード可能となります。 ◆不合格の場合は、希望者に対し、総合得点及び順位を通知します。		
第 2 次 試 験 ・ 選 考			
日 時	11 月 1 日 (土) ~ 3 日 (月)、8 日 (土)、9 日 (日) のうち指定する 1 日 ※指定された日時の変更はできません。		
会 場	原則として都内 ◆試験・選考日、集合時間及び試験・選考会場は、第 1 次試験・選考結果通知と併せてお知らせします。		
方 法	口述試験 人物、職務経験及び職務に関連する知識等についての個別面接		
最 終 合 格 発 表			
日 時 ・ 方 法	11 月 21 日 (金) 午前 10 時		
	◆第 1 次試験・選考及び第 2 次試験・選考の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定します。 ◆合格発表方法 (窓口等への掲示は行いません。) ・ホームページ (合格者の受験番号を掲載) ・ <u>上記日時に通知メールを順次送信します。</u> 受信後に、メールに記載されている URL から必ず期間内に結果通知をダウンロード・保存してください (第 2 次試験・選考の受験者全員に、可否の結果を通知)。 上記日時にメールが届かない場合は、同日の午後 2 時以降にホームページからダウンロード可能となります。 ◆希望者に対し、第 1 次試験・選考と第 2 次試験・選考の総合得点及び順位を通知します。ただし、【2 級職 (主任)】及び【3 級職 (係長級)】については、希望者のうち不合格者にのみ通知します。		

※個人別成績に関する情報提供の申出については、第 1 次試験・選考の際、解答用紙 (アンケート用紙) に希望の有無をマークしていただきます。

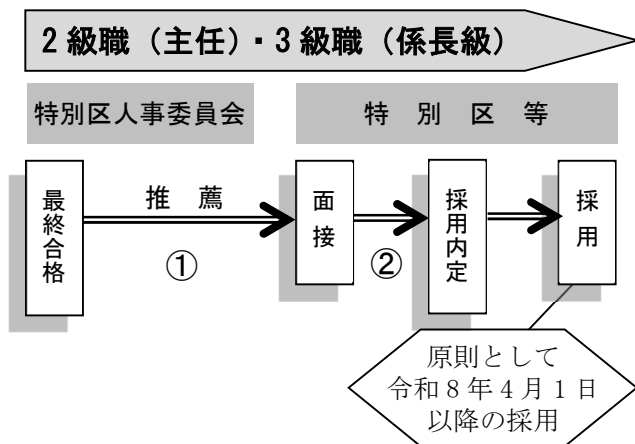
※試験・選考当日は、交通機関の運行に遅延・中止 (見合わせ) 等が発生することもありますので、試験・選考会場までの経路を複数確認しておくとともに、時間に余裕をもって試験・選考会場に到着できるようにしてください。

※身体上の理由等により自動車等による試験・選考会場への来場が必要な場合は、申し込む際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

6 採用の方法及び時期



- ①最終合格者は、試験区分別の採用候補者名簿に高点順に登載されます。
 - ②特別区人事委員会は、原則として採用候補者の経験及び希望区等を考慮し、特別区等へ高点順に提示します。なお、特別区等の採用予定や希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに提示できない場合があります。
 - ③提示を受けた特別区等は、面接を行い、その結果に基づいて採用候補者に内定を出します。また、採用候補者には、業務従事歴の確認のため、「職歴証明書」等を提出していただきます。特別区等からの合格連絡後に、当該特別区等への採用を辞退する場合は「名簿削除申出書」を提出してください（他の特別区等への提示を希望することはできません。）。
 - ④提示された特別区等で不選択になった場合は、欠員状況に応じて、再び他の特別区等へ提示します。ただし、欠員状況によっては提示されず、その結果採用されない場合もあります。なお、採用候補者名簿の有効期間は原則1年間です。
- 申込内容等の記載事項に虚偽がある場合又は受験資格として必要な資格・免許及び業務従事歴の確認ができなかった場合は、採用候補者名簿から削除されることがあります。



- ①特別区人事委員会は、最終合格決定後、原則として合格者の経験及び希望区等を考慮し、特別区等へ推薦します。なお、特別区等の採用予定や希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに推薦できない場合があります。
 - ②推薦を受けた特別区等は、面接を行い、その結果に基づいて合格者に内定を出します。また、合格者には、業務従事歴の確認のため、「職歴証明書」等を提出していただきます。
- 申込内容等の記載事項に虚偽がある場合又は受験資格として必要な資格・免許及び業務従事歴の確認ができなかった場合は、採用の内定が取り消されることがあります。

7 受験手続

(1) 申込方法

下記URL（ホームページ）へアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要事項を正しく入力し、申込受付期間中に送信してください。

申込受付期間 令和7年6月26日（木）午前10時～7月17日（木）午後5時【受信有効】

申込URL <https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>

◆顔写真データについて

申込時に顔写真データの登録が必要です。 ※写真データは受験票及び履歴書に使用します。

【顔写真データの条件】

最近6か月以内に撮影した鮮明な写真、上半身、脱帽、正面向き、背景無地のもの

ファイル形式 JPEG(拡張子が. jpg 又は. jpeg)

◆職務経歴書について

申込時に、第2次試験・選考（口述試験）で参考資料として使用する「職務経歴書」の入力をしていただきます。

【受験申込時の注意事項】

- ◆申込締切直前はアクセスが集中することが予想されるため、時間に余裕をもって申し込んでください。
- ◆申込時に登録いただいたメールアドレス宛に、受験票、試験・選考結果通知等を送信します。確実にメールが届くメールアドレスを、正しく入力してください。
- ◆インターネット環境（通信料含む。）はご自身でご用意・ご負担ください。
- ◆システム障害対応のために申込受付期間中にシステムを停止する場合や、使用している機器や通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。
- ◆インターネット申込の際の入力エラー等により申込期間内に申込完了ができなかった場合、いかなる理由があっても申込を受理できません。
- ◆重複申込みは、受信の早いもののみ有効とします。
- ◆申込みの際に使用したID及びパスワードは受験票等のダウンロードに必要となりますので、必ず控えをとって保管してください。パスワード等の照会、理由を問わず応じられません。
- ◆申込完了後は、申込内容の修正はできません。また、入力内容についての問合せには応じられないため、入力内容に誤りがないか確認し、申込登録完了画面は必ず印刷及び保存してください。
- ◆申込時に入力した内容は、採用候補者の提示及び合格者の推薦の際に特別区等へ提供します。
- ◆受験資格の確認を行うため、申込時に登録した電話番号に連絡する場合があります。
- ◆申込内容に虚偽がある場合や受験資格を満たしていない場合は、職員として採用される資格を失う場合があります。
- ◆車いす又は補装具の使用等、障害等により受験時の配慮が必要な場合は、試験・選考会場準備のため、申し込みの際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。
- ◆第1次試験・選考において、点字による受験を希望する場合（「事務（一般事務）」に限る。）は、申込画面の所定欄に必ずチェックするとともに、申し込みの際に必ず特別区人事委員会事務局任用課へ連絡してください。申込画面の所定欄にチェックがない場合及び任用課への連絡がない場合は、点字による受験は認めません。

(2) 事務（ICT）情報系資格保有による加点申請について

- ◆IPA（独立行政法人情報処理推進機構）が実施する情報処理技術者試験合格者には一定点（※）を加点します。
- ※点数が合格ライン上の場合に、有利となる程度です。

情報処理技術者試験一覧	
基本情報技術者試験	ネットワークスペシャリスト試験
応用情報技術者試験	データベーススペシャリスト試験
情報セキュリティマネジメント試験	エンベデッドシステムスペシャリスト試験
ITストラテジスト試験	ITサービスマネージャ試験
システムアーキテクト試験	システム監査技術者試験
プロジェクトマネージャ試験	情報処理安全確保支援士試験

◆申請の方法

- ①9 ページ「7 受験手続（1）」のインターネット申込時に、画面の指示に従って申請を行ってください（保有資格の入力及び情報系資格の合格証書の画像ファイルをアップロードしていただく必要があります。）。
- ※添付可能なファイル形式は、JPEG（拡張子が .jpg 又は .jpeg）、PNG（拡張子が .png）です。
- ②申請内容の確認後、申請者全員に対し、「加点申請結果通知」を8月8日（金）頃に郵送します。
- 8月14日（木）までに通知が届かない場合は、8月15日（金）以降に特別区人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。

【注意事項】

- ◆申込時に申請を行わなかった場合は、資格を取得していても加点されません。
- ◆申込日時時点で、資格を有していない場合（取得見込みの場合）は加点の対象とはなりません。
- ◆加点対象となる情報処理技術者試験は、いずれか1種類に限ります。
- ◆ITパスポート試験は、加点申請の対象外です。
- ◆情報処理安全確保支援士試験は登録証が必要です。合格証明書では加点措置対象となりません。
- ◆旧制度の資格を取得している方は、ホームページ掲載のQ&A、「資格対応表」を参照してください。
- ◆申請内容に疑義が生じた場合は、連絡することがあります。
- ◆資格の合格証書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、申込締切日までに、改姓したことを証明する戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を特別区人事委員会事務局任用課採用係へ郵送してください。

(3) 該当資格保有者の試験一部免除について（技術系職種）

- ◆技術系職種（土木造園（土木）、建築、機械、電気）について、別表の国家資格を保有している方は、第1次試験・選考の職務経験論文試験を免除します（申込時に申請が必要です。）。
- ◆職務経験論文試験免除者は、職務経験論文の成績について、最も高く評価されたものとして扱います。

別表

試験・選考区分	職務経験論文 免除資格
土木造園（土木）	・技術士（建設部門）、技術士（総合技術監理部門（建設）） ・一級土木施工管理技士
建築	・一級建築士、二級建築士 ・技術士（建設部門）、技術士（総合技術監理部門（建設））
機械	・建築設備士 ・技術士（機械部門）、技術士（総合技術監理部門（機械））
電気	・建築設備士 ・技術士（電気電子部門）、技術士（総合技術監理部門（電気電子）） ・電気主任技術者（第一種又は第二種）

◆申請の方法

- ①9 ページ「7 受験手続（1）」のインターネット申込時に、画面の指示に従って申請を行ってください（保有資格の入力及び該当資格の合格証等の画像ファイルをアップロードしていただく必要があります）。
※添付可能なファイル形式は、JPEG（拡張子が .jpg 又は .jpeg）、PNG（拡張子が .png）です。
※資格を称するために登録等が必要な場合は、登録済のものに限ります。
- ②申請内容の確認後、申請者全員に対し、「免除結果通知」を8月8日（金）頃に郵送します。
8月14日（木）までに通知が届かない場合は、8月15日（金）以降に特別区人事委員会事務局任用課にお問い合わせください。

【注意事項】

- ◆該当資格の保有が確認できない場合は、職務経験論文試験を免除することはできません。
- ◆申込時に申請を行わなかった場合は、資格を取得していても職務経験論文試験は免除されません。
- ◆申込日時点で、資格を有していない場合（取得見込みの場合）は免除の対象とはなりません。
- ◆申請内容に疑義が生じた場合は、連絡することがあります。
- ◆資格の合格証等の氏名と現在の氏名が異なる場合は、申込締切日までに、改姓したことを証明する戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を特別区人事委員会事務局任用課採用係へ郵送してください。
- ◆職務経験論文試験免除者の第1次試験・選考当日の集合時間等は、「受験票」に記載します。

(4) 受験票の交付

受験票の送信日：令和7年8月14日（木） 午前10時以降

- ◆上記日時に受験票発行通知メールを送信します。受信後に、メールに記載されているURLから受験票をダウンロードし、必ず印刷の上、必要事項を記入して試験当日に試験・選考会場へ持参してください。
- ◆上記送信日にメールが届かない場合は、上記送信日の午後2時以降にホームページからダウンロード可能となります。
- ※印刷は白黒・カラーどちらでも可です。プリンターをお持ちでない場合は、印刷機器がある施設や、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用し、印刷してください。

試験・選考の申込みをした人は必ず受験してください

特別区職員採用試験・選考は、皆さんの申込みによって試験・選考の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、**試験・選考の申込みをした人は必ず受験してください。**

参考 主な職務内容及び勤務予定先

試験・選考区分	主な職務内容	主な勤務予定先（例示）
事務 （一般事務）	企画調整業務、システム関連業務、広報広聴関連業務、産業振興関連業務、教育関連業務、福祉関連業務、公会計事務等	本庁各課、出張所、保健所、福祉事務所
事務 （ICT）	ICT利活用の推進・企画、デジタル広報、ベンダー・関係各課との調整、ネットワーク・情報基盤システムの導入・管理・運営、サイバーセキュリティ対策、ICTに関するプロジェクトマネジメント等	情報システム課、DX・ICT推進課、システム保有各課
土木造園（土木）	道路・橋梁・公園等インフラ施設の設計・施工監理業務、都市計画等の企画・調査・調整等	都市計画課、都市整備課、土木工事課、道路整備課
建築	建築審査・構造審査、施設の改修改築設計・施工監理業務、施設営繕業務、施設管理分野、まちづくり等	都市計画課、都市整備課、建築課、営繕課
機械	機械設備の計画・設計・施工・監督・維持管理業務等	建築課、営繕課、環境課、清掃工場
電気	電気設備の計画・設計・施工・監督・維持管理業務等	建築課、営繕課、清掃工場
福祉	児童・高齢者・心身障害者等に対する相談援助業務、各種事業の企画・立案・実施、生活保護ケースワーカー等	福祉事務所、高齢福祉課、子ども家庭支援センター、心身障害者福祉センター、児童相談所、一時保護所
児童福祉	児童の福祉に関する相談対応、児童・保護者・関係者等への支援・指導等	児童相談所、一時保護所、子ども家庭支援センター
児童指導	一時保護している児童の生活指導・学習指導・行動観察・行動診断等	児童相談所、一時保護所、子ども家庭支援センター
児童心理	児童・保護者等に対する心理診断・心理療法・カウンセリング等	児童相談所、一時保護所、子ども家庭支援センター

※清掃工場や児童相談所など配属先や職務内容により、交替制勤務や夜間勤務の可能性あります。

地方公務員法第16条で競争試験・選考を受けることができないとされる人

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律による適正管理を行っています。当人事委員会では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、特別区等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には、速やかに適切な方法で廃棄しています。

注意事項

- ◆カンニング等の不正行為が発覚した場合、受験は無効とします。
- ◆試験・選考日等の変更や非常時のお知らせがある場合には、特別区人事委員会ホームページでお知らせします。

●よくある質問

特に問合せの多い質問を掲載しています。その他のQ & Aについては、ホームページに掲載しています。お問い合わせの際には必ず事前にホームページもご確認ください。

【業務従事歴の取扱いについて】

Q1 業務従事歴において、複数の経験を通算する場合、月単位、日単位の端数の取扱いはどうになりますか。

A1 満1年以上の従事歴を合算し、1月未満の端数は切り捨てます。この場合、30日をもって1月とします。

(例) 2級職(主任):【A社】4年+【B社】3年1か月+【C社】11か月
→C社の11か月は1年に満たないため通算対象ではない
⇒7年1か月となり、受験資格なし

Q2 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、業務従事歴に該当しますか。

A2 正規の勤務時間が週20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

在宅勤務についても、就業規則等に定められた勤務時間が週20時間以上であれば該当します。

Q3 裁量労働制で就業した場合の勤務時間の取扱いはどうになりますか。

A3 労使協定等の労使合意で決められたみなし労働時間が週20時間以上であれば、その従事期間は業務従事歴に該当します。

Q4 就業規則や雇用契約書類には、1週間あたりの勤務時間数が記載されていません。どのように判断すればいいですか。

A4 1日の始業及び終業の時刻、休日、休憩時間等についての定めから、1年を52週として下記の計算方法で1週間あたりの勤務時間数を算出します。

(計算方法)

1日あたりの勤務時間数 × 年間勤務日数 ÷ 52週 (小数点以下第一位を四捨五入)

(例) 1日あたり7時間45分(7.75時間)勤務、1か月あたり12日勤務の場合

7時間45分×12日×12か月÷52=21.461…時間

→小数点以下第一位を四捨五入により、21時間

⇒1週間あたりの勤務時間が20時間以上のため、業務従事歴に該当します。

Q5 変形労働時間制で勤務していたため、週によっては勤務時間が20時間に満たない場合がありますが、この場合は業務従事歴に該当しますか。

A5 就業規則等で1週間あたりの平均勤務時間数が定まっている場合は、それをもって判断します。就業規則等で判断ができない場合は、変形勤務の対象期間を通じて勤務時間が週平均20時間以上であれば業務従事歴に該当します。

(就業規則等で判断できない場合の計算方法)

対象期間中の1日あたりの勤務時間数 × 対象期間中に勤務した日数 ÷

対象期間の暦日数 7

小数点以下
←第一位を
四捨五入

(例) 1年単位の変形労働時間制(対象期間1年、365日)で1日あたり7時間勤務、対象期間中の勤務日数が150日の場合
(365日÷7=52.1428週→小数点以下第一位を四捨五入し、1年を52週とする。)

7時間×150日÷52=20.1923…時間

→小数点以下第一位を四捨五入により、20時間

⇒対象期間(1年間)の週平均勤務時間が20時間以上のため、業務従事歴に該当する。

Q6 勤務していた会社が合併により別会社となり、雇用主が変わった場合は、継続した期間とみなされますか。

A6 労働契約が合併後の会社に承継されている場合は、継続した期間とみなします。

Q7 育児等の休業を取得した後、復職した場合の休業期間は業務従事歴に該当しますか。

A7 育児休業や病気休職等の休業期間は、休業後に引き続き同一企業等に復職した場合に限り、業務従事歴に該当します。

【契約社員、派遣社員及び非常勤として勤務した期間の業務従事歴について】

Q8 同一企業で4年間契約社員として働いていますが、1年ごとの契約更新で、週あたりの勤務時間数が毎年異なります。この場合はどのように判断すればいいですか。

A8 各雇用契約単位で業務従事歴に該当するか否か(週20時間以上か否か)を判断します。

(例) 1年目: 週30時間…○

2年目: 週35時間…○

3年目: 週19時間…×

4年目: 週29時間…○

⇒3年目は週20時間以上でないため、業務従事歴に該当する期間が合計3年間となり、受験資格を満たしません。

Q9 派遣社員としての就労期間は業務従事歴に該当しますか。

A9 週 20 時間以上の勤務形態であれば該当します。

Q10 人材派遣会社に登録して A 社に派遣され、派遣期間終了後に引き続き A 社に正規雇用された場合、継続した期間とみなされますか。

A10 派遣期間と正規雇用期間を継続した期間とみなします。ただし、それぞれの採用区分に応じた業務従事歴が必要です。

Q11 入社時は非常勤として採用され、その後同社に常勤の正社員として採用された場合の従事歴はどのように算定しますか。

A11 雇用形態を問わず週 20 時間以上勤務した場合は、継続した期間として算定します。

【「事務（一般事務）」以外の試験・選考区分における業務従事歴の取扱いについて】

Q12 「事務（一般事務）」以外の試験・選考区分について、自分の職務経験が「試験・選考区分に関連した業務」にあたるかわかりません。

A12 3～6 ページの必要な業務従事歴の欄を参照してください。
なお、ホームページにも Q & A を掲載していますので、ご覧ください。

【児童相談所等での経験を求める採用試験・選考について】

Q13 「福祉」「児童福祉」「児童指導」の試験・選考区分の違いを教えてください。

A13 必要な業務従事歴等（3～6 ページ）や、試験・選考内容（7～8 ページ）、採用時に想定される主な職務内容（13 ページ）等が異なります。ただし、いずれの試験・選考区分も福祉職として採用されます。採用後の人事異動によっては、「福祉」の試験・選考区分で採用された人が「児童福祉」「児童指導」の主な職務内容に従事することや、「児童福祉」「児童指導」の試験・選考区分で採用された人が「福祉」の主な職務内容に従事する可能性もあります。

Q14 「福祉」「児童福祉」「児童指導」の試験・選考区分は、それぞれ併願できますか。

A14 すべての採用区分、試験・選考区分において、重複して申し込むことはできません。重複申込みがあった場合は、採用区分、試験・選考区分にかかわらず、受信の早いもののみ有効とします。
いかなる理由においても申込み後の変更はできませんので、ご注意ください。

●令和 5 年度・令和 6 年度 経験者採用試験・選考 実施状況

採用区分	試験・選考区分	令和 5 年度				令和 6 年度			
		採用予定数	受験者数	最終合格者数	合格倍率	採用予定数	受験者数	最終合格者数	合格倍率
1 級職	事務（一般事務）	207名程度	1,146 名	289 名	4.0 倍	291名程度	1,165 名	385 名	3.0 倍
	事務（ICT）	23	41	22	1.9	18	32	17	1.9
	土木造園（土木）	27	41	30	1.4	36	32	24	1.3
	建 築	34	32	20	1.6	51	17	14	1.2
	機 械	9	33	11	3.0	17	22	11	2.0
	電 気	10	25	14	1.8	18	31	18	1.7
	福 祉	46	45	31	1.5	39	93	62	1.5
	児童福祉	23	38	29	1.3	14	21	15	1.4
	児童指導	16	14	12	1.2	13	21	15	1.4
	児童心理	15	33	21	1.6	10	20	12	1.7
2 級職 （主任）	事務（一般事務）	86	720	112	6.4	128	744	168	4.4
	事務（ICT）	19	45	18	2.5	14	30	15	2.0
	土木造園（土木）	11	40	19	2.1	21	51	21	2.4
	建 築	17	29	21	1.4	32	29	20	1.5
	福 祉	28	26	18	1.4	25	54	35	1.5
	児童福祉	17	25	18	1.4	18	21	15	1.4
	児童指導	10	9	9	1.0	11	13	9	1.4
	児童心理	16	14	11	1.3	10	7	7	1.0
3 級職 （係長級）	事務（ICT）	4	7	3	2.3	3	12	3	4.0
	児童福祉	8	9	5	1.8	8	17	7	2.4
	児童指導	2	1	1	1.0	3	4	3	1.3
	児童心理	7	7	7	1.0	3	6	3	2.0



特別区人事委員会事務局任用課採用係 〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1

【電 話】 03-5210-9787(直通)
※受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

【ホームページ】 <https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiinkaitop/>
(上記ホームページから採用試験の申込みができます。
また、よくある質問と回答も掲載しています。)

下記、SNSの公式アカウントを通じて特別区等のイベント情報等を発信しています！

【X(旧：Twitter)】 [@23city_saiyou](https://twitter.com/23city_saiyou)
【LINE】 [@584djzhj](https://line.me/ti/add/584djzhj)

各種
二次元
コード



ホームページ



X(旧Twitter)



LINE